



西東京の教育

＝発行＝
西東京市教育委員会
〒202-8555
西東京市中町1-5-1
電話 042-464-1311

＝編集＝
西東京市教育委員会
教育部教育企画課

市ホームページアドレス
<http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>

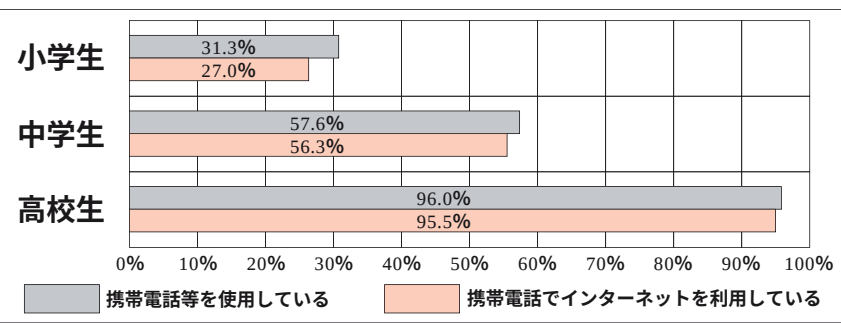
平成20年(2008年)11月1日発行 第35号

警視庁の報告によると、平成19年度中に「出会い系サイト」に関連した事件による被害者数は1,297人でした。うち、被害者の85%が18歳未満の子供であり、そのほとんどが女子でした。また、アクセス手段として97%が携帯電話を使用していました。他にも「アダルトサイト」

中学生では「友だちが使い始めた」「携帯電話を持っていた友だちが増えてきた」など、友人関係による子供自身の必要性から利用を始めています。利用方法は、「友だちとのメール」が最も多く、2番目が「サイトを見る」であり、携帯電話を通じてインターネットにアクセスしている子供が非常に多くなっています。

平成19年2月に内閣府が行った調査によると、小学生の31%、中学生の58%、高校生の96%が自分の携帯電話を持っている。小学生では「塾に通うようになった」「子供の居場所確認」など「家族との連絡用」として親が持たせるケースが中心となっています。

子どもたちをとりまく状況



「自殺や家出を誘うサイト」「オンライン詐欺サイト」など様々なサイトがネット上に氾濫し、判断力の未熟な子供たちはいともたやすく有害サイトにいきついでしまう状況があります。

チェーンメール

「不幸の手紙」のメール版です。特定の子供の悪口や悪質な画像などを添付して、不特定多数の携帯電話等にメールを送信し、「10人に送信しないと、今度はおまへの番だ」「このメールを止めた人は、今までのパケット代を全額請求する」などと受信した子供を脅かして、拡大させていきます。

学校裏サイト

在校生や卒業生などが学校の名前を付けて立ち上げた非公式の匿名掲示板です。個人情報や本人に無断で掲載されたり、個人が特定できる表現を用いて「○○を無視しよう」「○○の顔はキモイ」などが書き込まれたり、新たないじめの発生源として問題となっています。

なりすまし

他人のIDやパスワードを悪用し、その人のふりをしてネットワーク上で活動することです。例えば、他人になりすましてプロフィールを作成し、「暇だからメールして」などの書き込みとともに、メールアドレスや携帯電話の番号を勝手に掲載し、その人の社会的信用を落としめたり、本人が知らないうちに、悪口の発信者として自分のメールアドレスが使われたりするなどの被害もあります。

プロフ

女子中高生を中心に名刺代わりにつくられる携帯電話用の自己紹介ページです。個人情報が溢れているため、最近では「出会い系サイト」と同様に利用され、大人が援助交際を求めてくるケースもあります。

深刻化する「ネットいじめ」

子供たちが「被害者」だけでなく「加害者」となるケースも増えています。「ウザイ」「キモイ」「死んでしまえ」…。ネット上の掲示板などに、特定の子供に対して

子供たちが「被害者」だけでなく「加害者」となるケースも増えています。「ウザイ」「キモイ」「死んでしまえ」…。ネット上の掲示板などに、特定の子供に対して

最近、子供たちが携帯電話のインターネット利用によるトラブルや犯罪に遭う被害が急増しています。このような状況の中、国はトラブルから子供たちを守るため、有害サイトへのアクセス制限を行う「フィルタリングサービス」の導入促進を関係企業に対し要請してきました。これを受け携帯電話各社は、18歳未満の契約者は原則として「出会い系サイト」などのすべての有害なサイトを閲覧できないようにする措置を、来年1月以降、実施する方針を固めました。

多くの子供たちが携帯電話を持つ時代となった今、インターネットの世界では、何が起きているのでしょうか。

情報モラル教育の重要性

子供による違法サイトや有害サイトへのアクセスを制限し、ネット犯罪から守るためには、フィルタリングサービスはとて有効です。しかし、ただアクセス規制をするだけでは、根本的な解決にはなりません。情報化社会も日常の生活と同様に正しい判断力やルールを身に付け、有効に活用することが重要です。

学校での取り組み

西東京市立の小中学校はLAN配線が施され、すべての教室からインターネット接続が可能となっています。また、各学校のコンピュータ教室には一人一台(1校40台)のパソコンが配置され、ICT※を活用した授業を展開しています。また、教科の授業や道徳、総合的な学習の時間で、情報モラル教育にも力を入れています。各学校で年1回行われるセーフティ教室では、警視庁や携帯電話会社の指導員、NPO法人の講師などを招き、児童・生徒だけでなく、保護者に対しても、ネット犯罪の現状や被害防止について、講演などを行っています。

家庭でルールづくりを

学校での指導には限界があります。実際に子供たちは、自宅のパソコンや自分の携帯電話を利用して、ネット犯罪に巻き込まれています。また、保護者が知らなかったケースも少なくありません。

年末年始や進級・進学など、これから春にかけて、子供たちが新たに携帯電話を持つことが増える時期です。携帯電話を持つ前に次のような事を確認して下さい。

- ①フィルタリングサービスの必ず設定する。
- ②ネット上の危険について理解する。
- ③

親子で利用のルールを決める。

トラブルには早急な対応を

インターネット上でのトラブルは、短期間で被害が拡大することから、迅速な対応が必要です。また、その特殊性から、子供だけで解決することは困難で、事態はより深刻化していきます。場合によっては警察などとの連携を図る必要があります。

子供を「被害者」にも「加害者」にもしないために、学校と家庭が充分に連携し、社会全体で子供たちに対する支援体制を整備・充実させることが重要となります。

※ICT: Information and Communication Technologyの略。従来のIT「情報技術(Information Technology)」に加えて「コミュニケーション」性が重視されていることに特徴があります。

◆教育指導課
042(438)4075

インターネット連絡協議会

<http://www.iajapan.org/hotline/> fax 03-3500-3354

国民生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/> ☎03-3446-0999

東京都消費生活総合センター

☎03-3235-1155

西東京市消費者センター

☎042-425-4040

警視庁インターネット安心・安全相談室

<http://www.cybersafety.go.jp/>

警視庁ハイテク犯罪対策総合センター

☎03-3431-8109

困ったときの
相談窓口